

東京都の文化政策「ヘブンアーティスト事業」と 現代都市空間

山 口 晋

要 旨

本稿では、東京都の文化政策として位置づけられているヘブンアーティスト事業を取り上げ、主に管理側である東京都の動きについて明らかにする。具体的には、この事業をめぐる東京都議会での議論とヘブンアーティスト事務局の動きを都議会議事録やインタビューなどによって分析する。これらから明らかになったこととして、当初のヘブンアーティスト事業は東京の若手アーティストを支援するためのものだった。だが、ヘブンアーティストの活動を地域の活性化や商業振興、観光振興とも関連をもたせたいという動きがみられた。さらに、ヘブンアーティスト事業を集客や賑わい創出の手段として海外にアピールしようとする動きも明らかになった。

一方、ヘブンアーティストの活動は、様々なルールによって制約を受けている。また、ルールを決定する時にも、ヘブンアーティストと事務局との間に対話はなく、事務局と施設管理側との内部折衝によりルールが決定していったことが明らかになった。

キーワード：文化政策，ヘブンアーティスト事業，若者，現代都市空間，東京都

(2005年10月5日論文受理，2005年12月2日採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

序

近年、都市のプロモーションなどの観点から、観光や集客などをテーマにした政策を打ち出す行政が多い。これらの政策は文化や芸術に関連するものも多く、それらは「文化政策」として社会に大きな影響を及ぼすといわれている¹⁾。このような文化政策は、従来の芸術支援から、最近では都市開発や産業などとの関係が密接になってきている²⁾。とりわけ、1980年代から90年代にかけて、文化政策は都市開発と結びつくようになり、文化を利用した「都市のマーケティング」がさかんになってきた³⁾。本稿で取り上げるヘブンアーティスト事業もまた、東京都の

文化政策における具体的な取り組みのひとつであり、「創造性あふれる都市」東京の再生が最終的な目標となっている⁴⁾。このような目標を達成するために、東京都は創造環境の整備や文化創造・発信機能の充実、多様な主体との連携を進めて文化政策の手法を転換しようとしている⁵⁾。このような文化創造をアピールするためのターゲットとは、主に欧米を中心とする海外である。また、グローバルゼーションの視点から1990年代末の東京では、東京に関する都市的「語り」が「世界都市」から「都市間競争」へと、大きく転換していった⁶⁾。この「都市間競争」という発想は、限られた資源やチャンスを争う経済的領域での競争ばかりではなく、社

会や政治、文化といった領域にまで拡大していく⁷⁾。東京都の文化政策も、主に欧米との都市間競争を意識する中で、ヘブンアーティスト事業にみられるように文化の創造・発信機能を強化している。

本稿では、東京都がライセンスを与えたアーティストに活動場所を提供するヘブンアーティスト事業を取り上げ、東京都が若者を中心としたアーティストを支援する一方で、その活動にどのような制約を課しているのかをスケッチしたい。これまで、アーティストに活動場所を提供する行政やアーティストの活動、あるいはアーティストと管理側とのせめぎあいを記述したモノグラフとして、Tanenbaumはニューヨークやロンドンの地下鉄でのアーティストの活動とその場所について先駆的な研究を行っている⁸⁾。一方、ヘブンアーティスト事業を取り上げた記述はあるものの、事業の紹介やエッセイといったものがほとんどであり⁹⁾、学術的な論考はみられない。例外的に、雪竹は自身がヘブンアーティストであるという立場から、活動場所の選定などに関する東京都の動きを批判的に捉えている¹⁰⁾。本稿はTanenbaumのような研究視座にも近く、アーティストの活動を管理する側としての東京都の動きに着目したい。

以下では、ヘブンアーティスト事業が開始されてから現在までの状況を東京都議会での議論を中心に確認し、管理側としての東京都の動きに焦点を当てながら議論を進める。さらに、ヘブンアーティストの活動には、様々なルールが決められており、活動場所も東京都の公共施設を中心に選定されている。そのようなルールがどのようなプロセスを経て決定されているのかについても明らかにしたい。

1. 東京都の文化政策とヘブンアーティスト事業

「文化は、人々の暮らしに豊かさや潤いをもたらすものであると同時に、都市の魅力の活力の源です。（中略）東京都は、次の3つの視点から、これまでにない柔軟な発想で文化振興に取り組みます。① 従来の枠組みにとらわれない手法に

よって文化事業を根本から改革します。② 多様な文化資源の蓄積を活かして、東京の魅力の世界に向けて発信します。③ 東京のまちの活性化をめざし、新進アーティストの創造活動を支援します。」¹¹⁾

このような内容が、「東京都の文化政策」として東京都生活文化局のホームページに掲載されている。さらに、東京都は当面取り組むべき4つの重点的な文化政策の目標と取り組みを設定している。

- ①世界を視野に入れた文化の創造と発信を強化する（文化創造環境の整備）
- ②伝統を継承、発展させていく（現代に生きる伝統文化をめざす）
- ③文化を生み出す「心の教育」を推進する（心を育み、拓く）
- ④文化を支える社会的な仕組みづくりを進める（市民・企業・行政による連携と協働）

その中でヘブンアーティスト事業は、「①世界を視野に入れた文化の創造と発信を強化する」という政策目標に向けた「文化創造活動への公共空間の開放」という具体的な取り組みにあたる。

ヘブンアーティスト事業は、2002（平成14）年9月から開始され、この名称は大道芸、パフォーマンスなどのアーティストたちの天国という意味で、石原都知事による命名である。この事業の趣旨は、次世代のアーティストを育成する環境整備のため、審査によって選定したアーティストにライセンスを発行することと、地下鉄駅や公園など、主に公共施設の一部を活動場所として提供することである。さらに、活動場所を、都民が気軽に芸術と親しむことのできる「街の中にある劇場」とし、アーティストと観客との交流を通して芸術文化を育成することを目的としている。ヘブンアーティスト事務局（以下、事務局）によると、アーティストは活動する場所の問題で常に苦勞している。特に、都市のストリートでの活動や販売行為は規制の対象となるほか¹²⁾、ライブハウスなどでの演奏活動も費用がかかり、経済的な問題がつきまとう。このような若者のアーティストの活動を支援するためにヘブンアーティスト事業が始めら

表1 ヘブンアーティストの活動場所と活動開始時期

2002 (平成14) 年9月から活動開始

No.	施設	No.	場 所
1	上野公園	1	小松宮像前
		2	噴水池前
		3	五条天神前
2	大江戸線上野御徒町駅	4	同左
3	大江戸線新宿西口駅	5	同左
4	大江戸線都庁前駅	6	同左
5	都庁	7	展望室 [南]
		8	展望室 [北]
6	都庁	9	都民広場 [南]
		10	都民広場 [北]
7	東京体育館	11	広場
8	光が丘公園	12	光のアーチ (2003年3月からけやき広場)
9	東京国際フォーラム	13	プラザ
10	井の頭公園	14	野外ステージ
		15	西園野外ステージ
11	代々木公園	16	噴水池前
		17	イベント広場前
12	江戸東京博物館	18	広場
13	シンボルプラザナード公園	19	石と光の広場 [A]
		20	石と光の広場 [B]

2002 (平成14) 年12月から活動開始

No.	施設	No.	場 所
14	飯田橋セントラルプラザ	21	同左
15	東京芸術劇場	22	同左
16	東京サンケイビル	23	同左
17	日本ビル前中央道	24	同左
18	バルテノン多摩	25	同左
19	丸の内ビルディング	26	同左
20	さいたま新都心	27	けやき広場

2003 (平成15) 年2月から活動開始

No.	施設	No.	場 所
21	池袋西口公園	28	野外ステージ
22	中池袋公園	29	同左

2003 (平成15) 年3月から活動開始

No.	施設	No.	場 所
23	赤坂アークヒルズ	30	カラヤン広場
24	葛西臨海公園	31	水族園入口 (2003年4月から観覧車前)
		32	展望レストハウス入口
25	夢の島熱帯植物園	33	植物館入口
26	砧公園	34	売店前
27	木場公園	35	木場ミドリアム
28	芝公園	36	いちようの木前広場
29	東京都児童会館	37	同左
30	駒沢オリンピック公園	38	中央広場
		39	遊園地正門入口
31	東京ドームシティ	40	いこいの広場
		41	であいの広場
32	多摩モノレール (立川南駅)	42	同左
33	多摩モノレール (立川北駅)	43	同左
34	多摩動物園前	44	昆虫園本館前
		45	正門前
35	日比谷公園	46	噴水広場前
36	パシフィックセンチュリープレイス	47	同左
37	小金井公園	48	たてもの園前広場
38	府中の森公園	49	花の広場
39	代々木公園	50	原宿門
39	大江戸温泉物語	51	大江戸温泉物語

2003 (平成15) 年4月から活動開始

No.	施設	No.	場 所
40	こどもの城	52	同左

2003 (平成15) 年9月から活動開始

No.	施設	No.	場 所
41	お台場海浜公園	53	同左
42	東京オペラシティ	54	サンクンガーデンエリア・ガレリアエリア
43	日本テレビ	55	ゼロスタ広場

2004 (平成16) 年4月から活動開始

No.	施設	No.	場 所
44	JR立川駅北口	56	ファーレ立川 (高島屋前)
45	京王線府中駅南口	57	フォーリスけやき広場
46	小田急線町田駅東口	58	ぼっぼ町田広場

※網掛け部分は、民間施設を示す

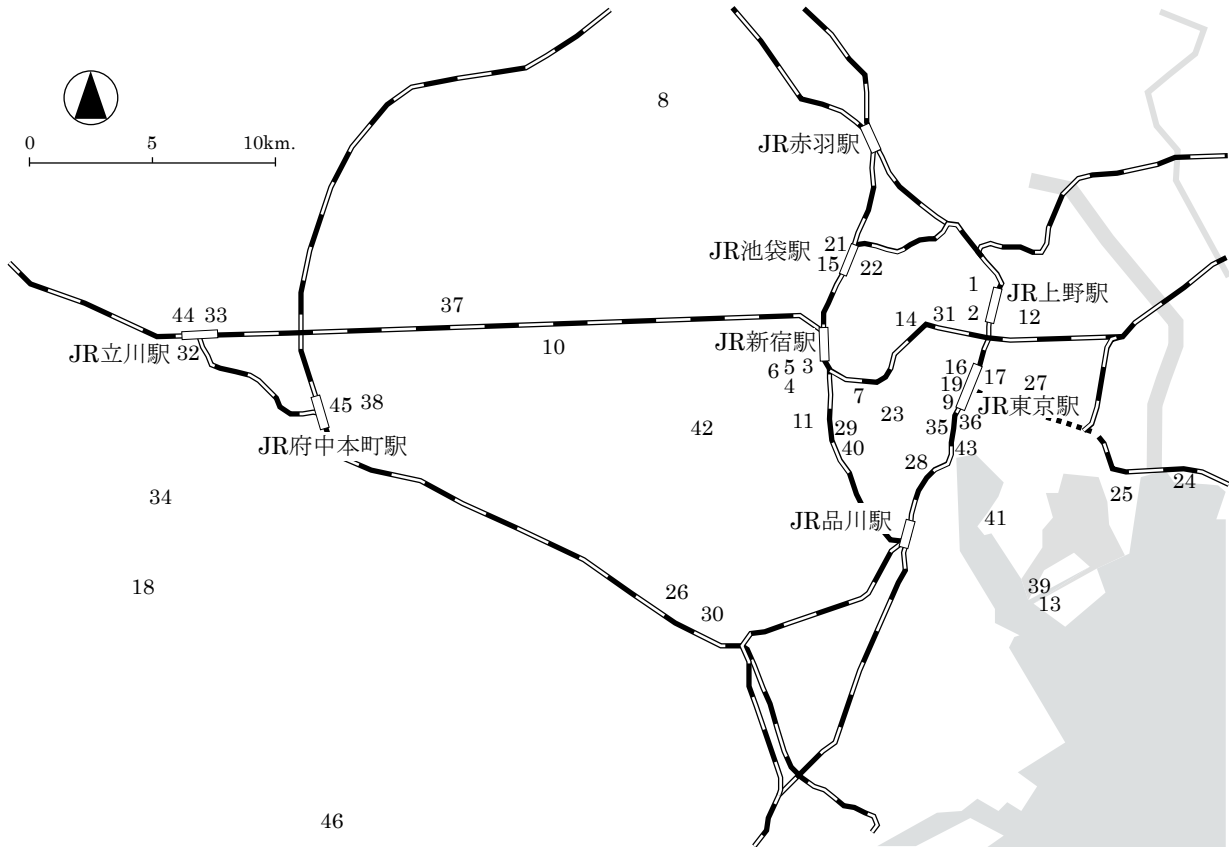
ヘブンアーティスト事務局資料から筆者作成

れた。

事業の概要としては、東京都が幅広いジャンルのアーティストを公募し、パフォーマンスや音楽の専門家を審査員に迎えてオーディションを行う。その合格者には、都が選定した場所で活動できる年1回更新のライセンスが発行される。アーティストの活動場所は、都が管理する公園や広場、地下鉄駅の構内など主に屋外である。表1からも分かるように、事業当初の活動場所の数は13施設、20ヶ所であった。それ以後、活動場所の数は急激に拡大され、特に2003 (平成15) 年3月には39施設、51ヶ所と急増した。

その後、2004 (平成16) 年4月の時点では46施設、58ヶ所となっている。また、2002 (平成14) 年12月から民間施設も活動場所に選定されている。活動場所の分布については、JR山手線の内側に14施設が位置しており、全体の約3割を占める (図1)。その他、都庁や代々木公園なども山手線の外側すぐに位置する。ヘブンアーティストの活動施設が集中しているのは、都庁のあるJR新宿駅周辺や民間施設の多いJR東京駅周辺、郊外のJR立川駅周辺や臨海部である。

これまで東京都の文化政策とその政策目標、



※ 20.さいたま新都心は、地図の範囲外

- | | | | | |
|---------------|------------------|----------------|---------------------|---------------|
| 1. 上野公園 | 11. 代々木公園 | 21. 池袋西口公園 | 31. 東京ドームシティ | 41. お台場海浜公園 |
| 2. 大江戸線上野御徒町駅 | 12. 江戸東京博物館 | 22. 中池袋公園 | 32. 多摩モノレール（立川南駅） | 42. 東京オペラシティ |
| 3. 大江戸線新宿西口駅 | 13. シンボルプロムナード公園 | 23. 赤坂アークヒルズ | 33. 多摩モノレール（立川北駅） | 43. 日本テレビ |
| 4. 大江戸線都庁前駅 | 14. 飯田橋セントラルプラザ | 24. 葛西臨海公園 | 34. 多摩動物園前 | 44. JR立川駅北口 |
| 5. 都庁・展望室 | 15. 東京芸術劇場 | 25. 夢の島熱帯植物館 | 35. 日比谷公園 | 45. 京王線府中南口 |
| 6. 都民広場 | 16. 東京サンケイビル | 26. 砧公園 | 36. パシフィックセンチュリープレス | 46. 小田急線町田駅東口 |
| 7. 東京体育館 | 17. 日本ビル前中央道 | 27. 木場公園 | 37. 小金井公園 | |
| 8. 光が丘公園 | 18. パルテノン多摩 | 28. 芝公園 | 38. 府中の森公園 | |
| 9. 東京国際フォーラム | 19. 丸の内ビルディング | 29. 東京都児童会館 | 39. 大江戸温泉物語 | |
| 10. 井の頭公園 | 20. さいたま新都心 | 30. 駒沢オリンピック公園 | 40. こどもの城 | |

図1 ヘブンアーティスト活動場所

具体的な取り組みであるヘブンアーティスト事業について概観してきた。以下では、東京都議会でのヘブンアーティスト事業をめぐる議論を取り上げることによって、東京都がこの事業をどのように認識してきたかということについて明らかにする。

2. ヘブンアーティスト事業をめぐる東京都議会での議論

ヘブンアーティスト事業をめぐる東京都議会

での議論は、2001（平成13）年6月以降、計23回行われている（表2¹³）。発言者のそれぞれの意図や思惑を分析するために、議事の内容でも、議員や委員からの「質問」とそれらに対する知事や各局部長からの「答弁」、知事からの「所信表明」を主に取り上げる。

2001（平成13）年6月の第2回定例会では、若手アーティストの支援策として活動場所を提供することが求められている。以下では都議会議事録を抜き出した上で、特徴的な箇所については下線で示す。また、文頭の番号は表2のNo.に対応している。

表2 ヘブンアーティスト関連の都議会議事

No.	年月日	発言者	所属など	議事の種類	内容
1	2001.06.05	石川 芳昭	公明党	第2回定例会 (第8号)	質問
		石原 慎太郎	知事		答弁
2	2002.06.18	曾雌(そし)久義	公明党	第2回定例会 (第8号)	質問
		高橋 信行	生活文化局長		答弁
3	2002.09.25	山崎 孝明	自民党	第3回定例会 (第12号)	質問
		三宅 広人	生活文化局長		答弁
4	2002.11.14	荒川 満	文化振興部長	文教委員会	答弁
5	2002.12.03	石原 慎太郎	知事	第4回定例会 (第17号)	所信表明
6	2002.12.10	和田 宗春	民主党	第4回定例会 (第18号)	質問
7	2003.02.05	石原 慎太郎	知事	第1回定例会 (第1号)	答弁
8	2003.02.14	福士 敬子	無所属	第1回定例会 (第4号)	質問
		三宅 広人	生活文化局長		答弁
9	2003.02.27	石川 芳昭	公明党	文教委員会	質問
		荒川 満	文化振興部長		答弁
		石川 芳昭	公明党		質問
		荒川 満	文化振興部長		答弁
		石川 芳昭	公明党		質問
		荒川 満	文化振興部長		答弁
		石川 芳昭	公明党		質問
		荒川 満	文化振興部長		答弁
		石川 芳昭	公明党		質問
		荒川 満	文化振興部長		答弁
10	2003.02.28	野島 善司	自民党	文教委員会	意見開陳
11	2003.06.24	石原 慎太郎	知事	第2回定例会 (第8号)	所信表明
12	2003.10.10	松尾 均	交通局長	公営企業会計決算特別委員会 (第2号)	報告
13	2003.10.15	嶋津 隆文	総務部長	文教委員会	報告
14	2003.10.15	松尾 均	交通局長	公営企業委員会	報告
15	2003.10.24	酒井 大史	民主党	各会計決算特別委員会第2分科会 (第6号)	質問
		荒川 満	文化振興部長		答弁
		酒井 大史	民主党		質問
		荒川 満	文化振興部長		答弁
		酒井 大史	民主党		質問
		荒川 満	文化振興部長		答弁
		酒井 大史	民主党		質問
		荒川 満	文化振興部長		答弁
		酒井 大史	民主党		質問
		荒川 満	文化振興部長		答弁
		酒井 大史	民主党		質問
16	2004.06.08	石川 芳昭	公明党	第2回定例会 (第8号)	質問
17	2004.10.14	有留 武司	総務部長	文教委員会	報告
18	2004.10.15	松尾 均	交通局長	公営企業会計決算特別委員会 (第2号)	報告
19	2004.10.27	山本 洋一	文化振興部長	各会計決算特別委員会第2分科会 (第6号)	報告
20	2004.11.11	木村 陽治	共産党	文教委員会	質問
21	2005.03.01	比留間 敏夫	自民党	第1回定例会 (第2号)	質問
		石原 慎太郎	知事		答弁
22	2005.03.02	森田 安孝	公明党	第1回定例会 (第3号)	質問
		山内 隆夫	生活文化局長		答弁
23	2005.03.22	遠藤 衛	自民党	文教委員会	意見開陳

1-1. 2001（平成13）年6月5日：第2回定例会（第8号）発言者：都議会公明党・石川芳昭氏

「私は、都議会公明党を代表して、都政の重要課題について、知事並びに関係局長に質問いたします。（中略）次に、文化・芸術の振興策についてであります。文化・芸術の中心である東京には、芸術家やアーティストを目指し大勢の若者が集まってきましたが、発表の場が非常に少ないことが悩みになっています。（中略）外国の例をとっても、パリでは、市内のメトロ構内をアーティストに開放してミニコンサートなどを開いており、市民、観光客から好評を得るとともに、若いアーティストたちの貴重な自己表現、アピールの場になっているそうであります。そのほか、ニューヨークでもこうした例が見られます。交通局は、大江戸線のPR、利用客の増大を図る意図からの企画立案であったと思いますが、私はこうした企画をさらに敷衍、拡大して、都内、首都圏に居住する数多くの文化・芸術を志す人々の支援策として、発表の場、あるいはパフォーマンスの場を提供する事業を実施すべきであると提案したいのであります。所見を伺います。（後略）」

ここでは、東京にはアーティストを目指す多くの若者が集まってくるものの、「発表の場が非常に少ないこと」が問題であるということが指摘されている。さらに、パリやニューヨークでは、「若いアーティストたちの貴重な自己表現、アピールの場」が開放されているということ为例示しつつ、「文化・芸術を志す人々の支援策」として、アーティストが発表やパフォーマンスをするための場所を提供する事業の実施が求められている。この石川氏の質問に対する石原都知事の答弁が以下の内容である。

1-2. 2001（平成13）年6月5日：第2回定例会（第8号）発言者：知事・石原慎太郎氏

「石川芳昭議員の質問にお答えいたします。（中略）次いで、この東京における文化芸術活動を行っている若い人たちへの支援策であります。これは大変ありがたい提言でありまして、（中略）ニューヨークでは、メトロアーティストという、称号というんでしょうか、一つのクオリファイケー

ション、資格を与えられているようでありますが、東京もこういったものを取り入れようと思って、近々、現状を視察に生活文化局のスタッフを派遣するつもりでおりますが、これまでも、都としましても、（中略）新しい、東京にひしめいております新進の、野心に満ちた芸術家たちに場所を与えようと思っております。（中略）ご提言のように、そういう人たちを東京から育てていくという試みを積極的にしていきたいと思います。（後略）」

石原都知事は「新進の、野心に満ちた芸術家」の活動場所を提供することに前向きであり、若者を中心としたアーティストの育成を積極的に支援していこうとしている。さらに、担当部局のスタッフを視察に行かせる¹⁴と述べている。このように、ヘブンアーティスト事業が開始される前は、活動する場所がない若手アーティストを支援するという意味合いが強かった。これは先述の「文化創造活動への公共空間の開放」によって、活動場所を提供し、若手アーティストを支援するという取り組みとも一致する。

だが、この事業が開始されると、アーティストの活動支援からその活動を利用して場所や地域を活性化させたり、観光振興や商業振興と関連をもたせたりしたほうが望ましいというような意見もみられるようになる。

3-1. 2002（平成14）年9月25日：平成14年第3回定例会（第12号）発言者：都議会自民党・山崎孝明氏

「平成14年第3回東京都議会定例会に当たり、東京都議会自由民主党を代表して、質問をいたします。（中略）次に、文化振興について伺います。（中略）もう一つ注目したいのは、知事が発案されたヘブンアーティスト事業であります。先月、都民広場で行われた公開オーディションには、パフォーマンスや音楽など、東京の新しい芸術、文化を担うアーティストたちを前に多くの来場者があり、演じる側、見る側ともに大好評で、マスコミにも大きく取り上げられました。（中略）今後、ヘブンアーティストの活動拠点を拡大し、限られた施設だけでなく、あちこちの街角でもパフォーマンスや音楽などを楽しむことができるようにしていくべきと考えます

が、ご所見をお伺いいたします。これらの事業は、単に文化振興というだけにとどまらず、観光や商店街振興などに深くかかわっております。事業の実施に当たっては、関連団体ともよく連携して進めてもらいたいと思います。」

ここでは、ヘブンアーティストの活動は、「東京の新しい芸術、文化」であり、その活動が好評を博したことから、「活動拠点」の拡大が求められている。また、「あちこちの街角でもパフォーマンスや音楽などを楽しむことができる」機会を増やすべきということは、都民がアーティストの活動にふれる機会を増やしていくことを示している。その一方で、ヘブンアーティストの活動が「文化振興」のみならず、「観光や商店街振興」との関連が深いということが明言されている。さらには、観光協会や商店街振興組合のような「関連団体」と連携して事業を進めていくことが求められている。

3-2. 2002（平成14）年9月25日：平成14年第3回定例会（第12号）発言者：生活文化局長・三宅広人氏

「（前略）次に、ヘブンアーティスト事業についてのお尋ねでございますが、7月の公開オーディションはたくさんのメディアが取り上げ、大きな反響を得ましたが、今月から始まった公園などでの活動についても大いに注目されております。また、民間の商業施設や地域の商店会からも、ヘブンアーティストの活動を希望する声が数多く寄せられております。今後、こうした要望にこたえて、従来の都立公園や都営地下鉄などの公共施設だけでなく、民間の施設などへも対象を広げ、活動場所を倍増してまいります。（後略）」

この山崎氏の質問に対して答弁する三宅生活文化局長は、「民間の商業施設や地域の商店会」も、ヘブンアーティストの活動を希望していると述べる。さらに、このような要望が多いことから「公共施設」のみならず、「民間の施設」も活動場所としていきたいと答えている。これらから分かることは、活動場所を提供し、観客とアーティストが交流するということから、「民

間の商業施設や地域の商店会」からの要望に応じるといふ商業振興的な意味合いが強くなってきているということである。

このようにヘブンアーティストの活動による地域の活性化やメディアへのインパクトを持てはやす意見がある一方で、ヘブンアーティストのオーディションや活動場所の選定をめぐる東京都の姿勢を疑問視する意見もみられる。

8-1. 2003（平成15）年2月14日：平成15年第1回定例会（第4号）発言者：都議会無所属・福士敬子氏

「（前略）ヘブンアーティスト制度が選定者や都民の関心を得たようですが、芸術振興策において、都が特定のジャンルに偏ってアーティストを選定し、支援策を行うことは、ジャンル外のアーティストにとってはマイナス面もあると考えます。ヘブンアーティストにおけるジャンル選定及びアーティスト選定について、公平性の担保をどのようにして行っているか、お伺いしておきます。大道芸は、庶民が価値を決めるものです。行政側が余り介入せず、単に場所の開放のみにすべきと思いますが、いかがでしょうか。（後略）」

ここで懸念されていることは、ヘブンアーティストの審査によって、「ジャンル外のアーティスト」が排除されるのではないかということである。さらに「ジャンル選定」や「アーティスト選定」が、公平性をもちながら行われているのかが問われている。最終的に福士氏は、これらの審査などに「行政側が余り介入」するべきではなく、東京都はアーティストの活動場所を「開放」する程度にとどめるべきであると述べている。この発言に対する三宅生活文化局長の答弁は以下のとおりである。

8-2. 2003（平成15）年2月14日：平成15年第1回定例会（第4号）発言者：生活文化局長・三宅広人氏

「ヘブンアーティストに関する2点の質問にお答えいたします。（中略）そのジャンルとしては、大きく分けてパフォーマンス部門と音楽部門を設けておりますが、厳密な特定はしておりませ

ん。似顔絵かきやフェースペインティングなど、大道で芸を演ずるものであれば、幅広い分野からの参加が可能でございます。また、選定に当たっては、お客に楽しんでもらえるような一定の水準を確保するために、プロの大道芸人や専門家に審査をお願いしております。さらに、合格者数の枠を設けておりませんで、募集も定期的に行うこととしております。こうしたことにより、選定についての公平性を確保していきたいと考えております。次に、行政が余り介入せずに、場所の開放のみにすべきであるというお尋ねでございますが、開放する場所が公共空間であることから、騒音への配慮や営業行為、あるいは危険物の禁止など、一定のルールを守ってもらうこととしております。しかし、この事業は、従来に比べ、大道芸人の活動に対する規制を大きく緩和させ、画期的な試みであると考えております。（後略）

まず、ヘブンアーティストのジャンルについては「パフォーマンス部門」と「音楽部門」に分かれているものの、厳密な分野の特定はしておらず、「幅広い分野」からの参加が可能であると述べている。また、オーディションでは「プロの大道芸人や専門家」が審査を行うことによって公平性を保持していると述べる。

次に、活動場所については「開放する場所が公共空間」であることから「一定のルール」を守る必要があるとしている。ただし、ヘブンアーティスト事業は「大道芸人の活動に対する規制を大きく緩和」するような、「画期的な試み」であると述べている。都議会では、ヘブンアーティスト事業についての疑問も提示されるものの、その議論の多くは、ヘブンアーティストの活動を東京の活性化や都市再生のために、いかに活用するかというものである。

6-1. 2002（平成14）年12月10日：平成14年第4回定例会（第18号）発言者：都議会民主党・和田宗春氏

「（前略）東京都内では、都市再生を旗印とした再開発が活発であります。しかし、その一方で、歴史的な町並みが減りつつあります。（中略）東京都では、景観形成を図るべきエリアにおい

て、まちづくり専門家である町並みデザイナーを派遣する事業を検討しておりますが、私は、この事業に、ハード面の町並み整備だけでなく、例えば街角にヘブンアーティストが立つことなどのにぎわい空間をコーディネートすることで、より文化的で魅力ある町並みが創設できるのではないかと考えるものであります。（中略）最後に、東京のような成熟した都市は、道路や交通などのハードの都市づくりに加え、芸術文化や都市文化の振興を通じて、まちの美しさや楽しさを大事にした都市づくりが必要と考えます。（後略）

ここでは、「都市再生」が活発化する中で「歴史的な町並み」が減少していることを危惧している。その上で「ハード面の町並み整備」だけでなく、ヘブンアーティストが「にぎわい空間をコーディネート」することによって「文化的で魅力ある町並み」をつくりだすことができるということが発言されている。また、都市再開発が活発化する東京において、「ハードの都市づくり」だけでなく、「芸術文化や都市文化の振興」による都市づくりが必要であると述べられている。

7-1. 2003（平成15）年2月5日：平成15年第1回定例会（第1号）発言者：知事・石原慎太郎氏

平成15年第1回都議会定例会の開会に当たり、都政の施政方針を申し述べ、都議会の皆様、都民の皆様のご理解とご協力を得たいと思います。（中略）東京は、世界屈指の大都市でありながら、ロンドン、パリ、ニューヨークなどと比べた場合、都市の活動の中でビジネスの占める比重が多く、観光あるいは文化といった面での存在が希薄であります。しかし、観光が振るわないのは必要な資源がないためではなく、観光客を呼び込む創意工夫が総体的に不足しているためであります。この反省の上に立ち、東京都では観光を産業振興の成長分野と位置づけ、幾つもの策を立ち上げております。（中略）東京都は、さらに来年度、点在する観光資源を有機的に結びつける新しい取り組みとして、観光の視点に立ったまちづくり事業を展開いたします。（中略）上野地

区では、大道芸人などヘブンアーティスト事業のために上野公園を引き続き開放するほか、7月から12月にかけて、国立博物館本館など5つの施設をライトアップする予定であります。(後略)」

石原都知事の所信表明でも、「ロンドン、パリ、ニューヨーク」といった都市に対して相対的に「観光あるいは文化といった面での存在が希薄」であると明言している。それを反省点として、観光を東京の「産業振興の成長分野」と改めて位置づけ、「観光の視点に立ったまちづくり」を行うと述べている。このような観光振興を強力に推進しつつ、上野公園におけるヘブンアーティストの活動もそれに関連づけようとしている。ここでは、ヘブンアーティスト事業を観光振興に結びつけることが強調されている。

これまでの都議会をめぐる議論の中で、当初は若者を中心としたアーティストを支援するためのヘブンアーティスト事業が、東京都の地域の活性化や商業振興、観光振興、まちづくりと関連づけられようとしていることが明らかになった。さらには、東京都は欧米を意識して新たな芸術・文化活動のアピールを行おうと模索している。まさに、ヘブンアーティスト事業が東京都内のみならず海外も視野に入れた集客や賑わい創出の手段として利用されているということが明らかになった。以下では、ヘブンアーティストの活動に実際に課せられているルールについて、参照される法令やその決定プロセスなどにも触れながら取り上げる。

3. ヘブンアーティストに課せられるルール

ヘブンアーティストの活動に課せられるルールとして、定められているのは以下のとおりである。

「① CD・カセットテープなどの販売行為はできません。② 投げ銭を受けることは認めますが、強要することはできません。③ 火気・刃物等の危険物を使用したパフォーマンスはできません。④ アンプラグド（アンプを使用しない方法）で

の展開を原則といたします。⑤ 演奏・パフォーマンスに必要な機材の搬入はご自身で行っていただきます（専用のステージ等ありません）。⑥ その他、所定の管理条件に従っていただきます。」¹⁵⁾

このようなルールづくりがつけられる際に参照されたのが「東京都立公園条例」である¹⁶⁾。①の販売行為については、法令で一定の規制がなされている。ヘブンアーティストの活動は都立公園で行なわれることも多く、その際には「東京都立公園条例」が関係してくる。具体的には東京都立公園条例、第16条「行為の制限」では、「物品販売、業としての写真撮影その他営業行為をすること」は禁じられている。さらに、「都市公園内の土地または物件を損壊すること」も禁止されており、③の危険物を使用したパフォーマンスが禁止されることにも関係している。また、ライセンスを取得していないアーティストと区別するために、ヘブンアーティストは東京都が指定したボードを掲示して活動することが義務づけられている。

その他、アーティストは指定されている活動場所で自由に活動できるわけではない。活動場所や時間を事前に予約しなければ、その場所を使用することができない。また、活動場所でのパフォーマンスや演奏は1時間と決まっている。これらの活動場所をめぐる議論は、東京都文教委員会でもなされている。

9-7. 2003（平成15）年2月27日：文教委員会
発言者：都議会公明党・石川芳昭氏

「2月25日付の日本経済新聞に、大道芸人であるピーター・フランク氏のインタビュー記事が載っておりました。彼が、都のヘブンアーティストのことを、与えられた場所は、余り人が通らず大道芸に向かない場所が多い、やはり多くの人が行き来する場所でなければおもしろくない、こういうふうに述べておられました。そこで、都のヘブンアーティストの活動場所は実際のところ人通りが少ない場所が多いのでしょうか。(後略)」

新聞記事にもふれつつ、ここで述べられていることは、ヘブンアーティストの活動場所は「余り人が通らず大道芸に向かない場所が多い」のではないか、という質問である。それに対して、荒川文化振興部長は、ヘブンアーティストの活動場所をどのように選定したのかということも含めて、以下のように答弁している。

9-8. 2003（平成15）年2月27日：文教委員会
発言者：文化振興部長・荒川満氏

「当初、活動場所を指定する場合には、人通りが多いというところを選んだつもりでございました。ところが実際には確かに人通りのむらがあったために、ヘブンアーティスト自身の人気のあるところとないところが出てきたのも事実でございます。確かにアーティストからすれば、人通りが多いということが、自分が活動する基準にはなると思うんですけども、同時にそのアーティストに活動してもらう地元の方から見れば、人通りがない、人通りがないってのも変ですけども、人通りの少ないところにアーティストに来てもらって、いろんな人を呼びたいという気持ちがございますので、なかなか双方悩ましいところがございますけれども、今後、これらのバランスをとりながら、活動場所の見直しを図りながら、人通りの多い公共施設ですとか、あるいは民間施設を加えまして、活動場所を指定したいというふうに考えております。」

荒川文化振興部長は、当初「人通りが多い」場所を選定したものの、場所によっては「人通りのむら」ができてきたと述べる。逆に、「人通りの少ない」場所でヘブンアーティストが活動することによって、賑わいを創り出したい、ということ述べている。これは地域の活性化や商店街振興などとも関連する。ヘブンアーティストにとって、人通りや観客が多い場所は自身をアピールできるという点で重要な意味をもつ。しかし、実際にはもともと人通りの少ない場所が選定されたことをうかがい知ることができる。

それでは、なぜ人通りの少ない場所が活動場所として選定されたのであろうか。以下では、活動場所の選定方法について、それらがどのよ

うなプロセスを経て決定したのか、どのようなアクターが関係しているのかについて、事務局へのインタビューから明らかにする¹⁷⁾。

「[(ヘブンアーティストの) 活動場所の選定方法は?]ある程度は、都の施設ですね。都から(ヘブンアーティスト事業を) 始めるっていうことで、各それぞれ所管している局があるんですけども、そういったとこと話をして、そちらからまず手を挙げて下さったところで、その中でも、ある程度人通りが、まあ、全くないっていうのは、ちょっとやりづらいので、ある程度の人通りがあるっていうことと人が溜まった時でもスペース的に少し溜まりができる、余裕があるところ、それで、万が一なにかあった時に管理体制がとれる、っていうことで。それぞれ、管理事務所や何かがありますんで、ずっと、そのパフォーマンス(に) 誰かがベタっついていることはないんですけども、通常の巡回の中で見回り、様子を見ると。何かがあった際にはそちらに行って、すぐに対応措置がとれるようにはなってますね。」

【東京都庁ヘブンアーティスト事務局／2002年11月19日（火）13:00～／男性の事務局担当者／30代】

このインタビュー内容から分かることは、ヘブンアーティストの活動場所は、事務局とその施設を「所管している局」との協議によって決定するということである。なぜなら、ヘブンアーティスト事業は、ヘブンアーティスト事務局がある生活文化局と各施設を管理する建設局、交通局などとの「共同事業」としても位置づけられているからである¹⁸⁾。また、「人が溜まった時」にでも通行の妨害とならないようなところや「万が一なにかあった時に管理体制がとれる」ところが活動場所として選定される。

ここで重要なことは、活動場所を選定する際に、ヘブンアーティストの意見を聞くことがなされていないという事実である。たしかに、活動場所の選定には安全上の問題を考慮する必要があるだろう。しかし、事務局や現場の施設管理側のみで、一方的に活動場所を選定してしまうことは問題があるのではなかろうか。さらに、アーティストの声がくみ上げられることなく、

活動場所が決定してしまう仕組みそのものも問題である。その場所で活動するヘブンアーティスト自身の意見が取り入れられることなく、対話の場も設定されずに、事務局と施設管理側との内部折衝によって活動場所が決定されてしまうという状況になっている。さらに、活動のルールについても、ヘブンアーティストは夜間の活動は一部を除いて認められていない。

「[(ヘブンアーティストの) 夜間の活動は認められていないが?] まず、公園の方からいってしまうと、管理上のところからくる問題。公園は夜でも開いているんですが、通常、午前8:30から(午後)5:00までなんで。それ以降はそれぞれのスタッフがいらないというのがありますね。それ以外は室内。駅はやりようによってはやれる。駅に誰かいますよね。」

【東京都庁ヘブンアーティスト事務局/2002年11月19日(火)13:00~/男性の事務局担当者/30代】

ヘブンアーティストが夜間に活動できないのは、施設管理上の都合であり、公園の開園時間が「午前8:30から(午後)5:00まで」だからである。閉園時間をすぎると、公園の管理「スタッフ」がいなくなってしまう、活動することはできない。場所や季節にもよるものの、夜間のほうが人通りや観客が多いという時もあるのだが¹⁹⁾、夜間のヘブンアーティストの活動は原則として禁止されている。ここでも、管理側の論理で活動時間が決められている。

これまで、ヘブンアーティストに課せられるルールとアーティストの活動場所がどのように決定、選定されてきたのかということについて確認してきた。若者を中心とするアーティストの活動を支援するヘブンアーティスト事業は、かなり細かなルールによって規制されていると考えられる。また、ルールを決定する際も、ヘブンアーティストと事務局との対話によって決定されたものではないということが明らかになった。

結

これまでヘブンアーティスト事業について、管理側である東京都に近い視点で記述してきた。明らかになった知見について以下でまとめることにしたい。

都議会をめぐる議論では、当初のヘブンアーティスト事業は東京の若手アーティストを支援するためのものであった。その後、ヘブンアーティストの活動を地域の活性化や商業振興、観光振興とも関連をもたせたいという動きがみられるようになった。さらには、ヘブンアーティスト事業を海外も視野に入れた集客や賑わい創出の手段として利用しようとする動きが明らかになった。

一方、ヘブンアーティストの活動そのものに目を向けると、条例などにも依拠した様々なルールによって制約を受けている。また、ルールの決定や活動場所の選定の際も、ヘブンアーティストと事務局との間に対話はなく、その機会さえ設定されなかった。さらに、事務局と施設管理側との内部折衝によりルールが決定していったことが明らかになった。これらから、アーティストが不在のまま、都議会や事務局、施設管理側のそれぞれが思惑をもって動いていったと考えられる。

本稿では、管理側としての東京都議会とヘブンアーティスト事務局の動きを中心にヘブンアーティスト事業について記述してきた。このような管理側の動きに対して、ヘブンアーティストがどのように対応し、活動するのかということについて明らかにする必要がある。その上で、この事業が機能しているのかを検証することが、東京の都市の文化政策を総合的に考える上で重要である。それについては今後の課題としたい。

(付記)

本稿は2003年1月に大阪市立大学大学院文学研究科に提出した修士論文の一部を加筆修正したものである。調査の際には、ヘブンアーティスト事務局の吉田哲久氏にご教示を頂いた。修士論文執筆にあたっては、水内俊雄先生をはじめとする大阪市立大学大学院文学研究科地理学

教室の先生方、院生諸氏に大変お世話になった。また、英文校閲ではコルナトウスキ・ヒェラルド氏（大阪市立大学大学院・院生）にお世話になった。記して感謝いたします。本研究には、平成17年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費：「戦後日本の都市のストリートをめぐる実践・管理・表象の文化・社会地理学的研究」課題番号：173436 代表者：山口晋）の一部を使用した。また、本稿の一部は2003年11月の人文地理学会大会（於：関西大学）、2005年8月の*The 8th Asian Urbanization Conference*（於：流通科学大学）で発表した。

注

1. 後藤和子編『文化政策学—法・経済・マネジメント—』有斐閣コンパクト、2002年（初版2001年）、i頁。
2. 都市の文化政策と産業の関係については、清水がサンフランシスコの文化政策とマルチメディア産業を取り上げることによって都市再生とサステナビリティについて論じている。清水麻帆「都市の再生とサステナビリティにおける文化産業の成長と文化政策—サンフランシスコ市・マルチメディア産業の事例研究から—」『文化経済学』4巻3号、2005年、65-75頁。
3. 前掲1) 41-43頁。
4. 東京都生活文化局文化振興部振興計画課『当面の東京都文化政策手法の転換と取組』2000年。
5. 前掲4)
6. 町村敬志「再加熱イデオロギーとしてのグローバリゼーション—『世界都市』東京の動機づけ危機」『現代思想』28巻11号、2000年、67-68頁。
7. 前掲6) 69頁。
8. Tanenbaum, S. J. Underground harmonies: music and politics in the subways of New York, Ithaca and London, Cornell University Press, 1995.
9. ヘブンアーティスト事業の事業紹介については、工藤安代「“街の中の劇場”づくり—ヘブンアーティスト事業—」『文化経済学』3巻4号、2003年、103-105頁が参照される。施設管理側のエッセイとしては以下を参照。①本間英孝「公園におけるヘブンアーティストの活動について」『都市公園』160号、2003年、51-56頁。②渡部敏夫「上野恩賜公園で活動するヘブンアーティスト（大道芸人）について」『都市公園』160号、2003年、57-59頁。
10. 雪竹太郎「東京都・ヘブンアーティスト制度についての私の見解」『現代思想』31巻12号、2003年、149-155頁。
11. URL: <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/bunka/index.html>, 2005年4月14日検索。
12. 都市内部のストリートにおけるパフォーマーの活動とそれに対する警察の取り締まりに関する論考については拙論を参照。①山口晋「大阪・ミナミにおけるストリート・パフォーマーとストリート・アーティスト」『人文地理』54巻2号、2002年、173-189頁。②山口晋「規制をめぐるInteraction—ストリート・ミュージック, 排除か容認か—」『サウンドスケープ』4巻、2002年、41-49頁。
13. 2005（平成17年）8月31日現在、東京都議会議事録を「ヘブンアーティスト」、「ヘブンアーティスト」の2語で検索した結果を提示している。
14. ヘブンアーティスト事務局へのインタビューによると、事務局スタッフはニューヨークの地下鉄駅構内で活動する「メトロアーティスト」を視察したという。
15. 「第3回ヘブンアーティスト ミュージシャン&パフォーマー募集!」のパンフレットより。
16. 前掲9) ① 53-54頁。
17. それぞれのインタビューの内容は、「」で示した。[]内に筆者の質問内容を、()内に省略された語句を補い、< >内で注釈や説明を行った。【 】内は、インタビューを行った場所/日時/インフォーマントの属性/年齢の順に記載した。
18. 前掲9) ① 52頁。
19. 前掲12) ①。

Cultural Policy: the Heaven Artist Program in Tokyo Metropolitan Government and Modern Urban Space

Susumu YAMAGUCHI

In this study, I will analyze the Heaven Artist program which is taken up in the cultural policy of in Tokyo Metropolitan Government. Mainly I will clarify the management activities of Tokyo Metropolitan Government. My analysis is based on my interview with the Tokyo Metropolitan Government and a variety of documents, such as Metropolitan-Assembly records.

At first, this program was created for the Tokyo Metropolitan Government to support young artists' activities. Later however, it was also used to give a boost to local regions, commercial promotion and tourism by Tokyo Metropolitan Government. Further, this program appeals to foreign countries as a way of attracting more customers.

On the other hand, Heaven Artist activities are regulated by strict rules. The Tokyo Metropolitan Government decides all the rules without setting up a dialogue with the Heaven Artists. They decide all the rules in interoffice meetings.

Keywords : cultural policy, Heaven Artist program, young people, modern urban space, Tokyo Metropolitan Government